



2025年9月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 駅 探
代表者名 代表取締役社長 菊井 健大
(コード：3646 東証グロース)
問合せ先 取締役 島田 零三
(TEL. 03-6367-5951)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処分期日	2025年10月20日
(2)	処分する株式の種類および数	当社普通株式 8,800 株
(3)	処分価額	1 株につき 339 円
(4)	処分価額の総額	2,983,200 円
(5)	処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社連結子会社の取締役 4 名 8,800 株

2. 処分の目的及び概要

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）及び当社グループ役職員（以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」という。）を対象に、対象取締役等が当社の持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、対象取締役等と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決定し、また、2022年6月27日開催の第20回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」という。）として、対象取締役等に対して、年額120百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。また、本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年120千株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とすることにつき、ご承認をいただいております。

当社は、本制度の目的、当社の業績状況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、2025年9月25日開催の取締役会において、当社連結子会社取締役（以下「対象子会社取締役」という。）を対象に、当社グループ全体の持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、対象子会社取締役と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象子会社取締役4名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について割当を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象子会社取締役との

間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

譲渡制限期間は、2025 年 10 月 20 日から当社の第 25 回定時株主総会の日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）とし、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

② 譲渡制限の解除

本譲渡制限期間中、継続して、当社グループの取締役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象子会社取締役が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。ただし、本譲渡制限期間中に、対象子会社取締役が退任または退職（死亡による退任または退職を含む）した場合には、本譲渡制限期間の開始日から当該退任または退職までの期間中、継続して、当社グループの取締役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、当該退任または退職の日をもって、対象子会社取締役の相続人が保有する本割当株式の全部についてのこれに係る譲渡制限を解除する。

③ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

④ 組織再編等における取り扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項について決議を行った場合には、当該組織再編等に関する効力発生日をもって、譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025 年 9 月 24 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 339 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上